

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 上様領収書と消費税

**Q**：平成9年4月からは、消費税の仕入税額控除の要件が厳しくなったと聞きましたが、「上様領収書」でも、仕入税額控除は認められますか。

**A**：原則的には上様領収書での仕入税額控除は認められませんが、例外的に認められる場合もあります。

### 【解説】

改正消費税法では、仕入税額控除の適用を受けるためには、所定の事項を記載した請求書等を保存しなければなりません。この所定記載事項の中には、「書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称」が含まれていますので、いわゆる上様領収書では、仕入税額控除が受けられないということになります。

ただし、これには例外があり、次のような場合には、仕入税額控除が認められることとなります。

#### (1) 支払対価（税込）が3万円未満の場合

この場合には、領収書自体の保存も不要ですが、帳簿には仕入年月日、内容、仕入先名等所定事項を記載する必要があります。

#### (2) 小売業、飲食店業等の事業者が発行した領収書の場合

この場合、上様領収書と共に所定事項を記載した帳簿を保存する必要があります。

#### (3) やむを得ない理由がある場合

例えば、市場調査のため会社名を伏せている場合等は、やむを得ない理由及び所定事項を記載した帳簿と上様領収書を保存する必要があります。

